研究ノート

協働としての建築創作論

前田 哲男 Tetsuo MAEDA

はじめに

戦後日本において住宅は、基本的に自助努力・ 自己責任で取得するものとされてきた。失職して 住む家を失った場合等のセーフティネットについ て、配慮はされているものの、人々の居住権を直 接保証する仕組みはなく、住宅の取得や住環境の 改善は、市場社会と各人の努力にゆだねるという 理念が重視されてきている。そして住宅行政は、 経済政策の一環としての持ち家中心主義として展 開され、景気浮揚の道具にもされてきた。企業に 勤める勤労者が独身寮から家族用賃貸住宅へ移り、 やがて郊外の戸建住宅の購入に至るという「住宅 すごろく | を支えるのが住宅政策であり、住宅購 入を資金面で支えたのが住宅金融公庫(現・住宅 金融支援機構)であった。さらに、少子高齢社会 にもかかわらず福祉行政と十分に連携していると はいい難く、「支えられる側」の人々は、この持 ち家主義住宅行政の対象外になっている。そして この連携不足によって、2017年(平成29年)の「住 宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に 関する法律の一部を改正する法律」による予算措 置まで、日本の家賃補助は、行政や企業の正規職 員に給付する福利厚生としての住宅手当と、生活 保護の住宅扶助に両極化していた。

アメリカ合衆国のリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが2008年(平成20年)9月に破綻したことに端を発して世界的な金融危機が発生した。この年の暮れから翌年にかけて、東京・日比谷公園に「年越し派遣村」が設けられ、失業者たちに食事やテントなどの支援活動が行われた。このとき、仕事を失うことで住まいを奪われるという住宅問題が注目された。しかしその後、現在では全

国各地に空き家や空き住戸が多数存在することから、こうした住宅問題は解決済みの古い問題であると一般の人々に思われてきている。しかしそれは、古くて新しい問題であり、ときに住宅問題が未解決であることを象徴する事件の報道がなされることがある。

アパートが全焼し、焼け跡から遺体が見つかっ たという火災において、旅館業法上の簡易宿泊所 の営業許可が問題にされ、自動火災報知設備や誘 導灯が設置されていなかったことを指摘する記事 に出会うことがある1)。台所は共同で、各室に様々 な人々が入居していた建物は、カプセルホテルの ような簡易宿泊所といえなくはない。しかし、入 居していたのは、日雇い労働者などの非正規雇用 労働者や生活保護者であることを見ると、この問 題の本質は、旅館業法上の問題というよりホーム レス問題であり、ワーキングプア状態にある人々 の住宅をどう安定的に確保するかという社会問題 であると考えられる。こうした事例に接すると、 戦後70数年経過しているのに住宅問題はいまだに 解決をされていない古くて新しい問題であると痛 感する。

2002年(平成14年)に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年の期限付きで成立した。ホームレス問題の解決のためにこの法律の第14条において、全国的な実態調査が国に義務づけられている。この全国調査が行われ、国による基本方針や都道府県による実施計画が策定されたもののホームレス問題を完全に解決させることができなかった。そこで、2012年(平成24年)に5年間延長されたが、まだ解決に至っていないので、2017年(平成29年)、さらに10年間延長をすること

になった。この法律のたび重なる延長は日本の住宅問題が未解決であるということを象徴している。 この研究ノートでは、こうした日本の住宅問題 の現状に対して、専門家としての建築士がどのような姿勢で業務に取り組むべきか、その哲理を探

現状把握と実態調査

求していくこととする。

日本の住宅問題の現状を把握するために、どのような実態調査が行われてきているのかをはじめに確認する。住宅行政の基礎資料を得ることを目的として1948年(昭和23年)以来、5年ごとに「住宅統計調査」が実施されてきた。そして、1998年(平成10年)調査時に調査内容等が変更され「住宅・土地統計調査」となった。そしてその後も調査は5年ごとに実施され、2013年(平成25年)調査は1948年以来14回目に当たる。

2013年調査の対象は、「調査期日において調査 単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居 住する建物並びにこれらに居住している世帯(1 調査単位区当たり17住戸、計約350万住戸・世帯) を対象とした」²⁾となっている。調査員が調査対 象となった世帯に調査票を配布し、その後再度訪 問して、調査票の回収と内容検査等が行われて いる。空き家など居住者のいない住宅については、 調査員が外観等から判断できる調査項目について 調査をしている。

このように5年に1度の「住宅・土地統計調査」は、すべての住宅ではなく抽出された住宅を対象にしており、空き家の調査はあるものの、ホームレスに関する調査は行われていない。ホームレスに関する全国調査は恒久法では規定されずに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」という時限法ということになっている。ただ、「住宅・土地統計調査」によって、最低居住面積水準を満たしていない住宅の存在があきらかになっている。最低居住面積水準とは、健康で文化的な生活の基本として必要不可欠な住宅の床面積である。世帯人数に応じてその面積が決められており、単身の場合25㎡となっている。日本国憲法の理念か

らすると、最低居住面積水準を満たしていない住 宅は本来あってはならないのだが、ここでも日本 の住宅問題は古くて新しい問題であるといえる。

憲法と住生活基本法

古くて新しい問題である住宅問題に対して、建築士がどのような姿勢で業務に取り組むかに関しての哲理を探求するとき、日本国憲法をまず確認する必要があると思われる。

日本国憲法の第3章は「国民の権利及び義務」 となっている。この章に登場する第25条第1項は 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活 を営む権利を有する」となっており、さらに第2 項は「国は、すべての生活部面について、社会福 祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め なければならない」と記述されている。右肩上が りの経済成長が続いていた時代には、最低限度の 生活が向上するであろうという希望とともに生活 することができていた。しかし、雇用が不安定に なり、仕事を失えば住まいもなくなり路上に放り 出される時代において、国民の基本的人権として の生存権としての居住権を確認し、居住権を保障 する義務が国にあることをまず確認したい。ホー ムレスは単なる個人の問題ではなく、自助努力や 自己責任として片付けることはできないと考えら れる。人間らしく生きるための最低限度を保障す べきセーフティネットのほころびを修繕する義務 が国にあると考えられる。

国民に安全かつ安心な住宅を十分に供給するための住宅行政の指針となる「住生活基本法」が2006年(平成18年)に制定された。この法律では基本理念が定められ、国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務が明らかにされている。また、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項が定められている。そして、住宅政策を総合的かつ計画的に推進することで、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、国民経済の健全な発展に寄与することが目的にされている。

基本理念は第3条から第6条となっており、居

住の安定の確保に関して、第6条が「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない」と記述されているが、住宅確保要配慮者の居住権を直接明示する条文にはなっていない。

また、住宅の市場の整備に関しては、第5条で「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の養護及び増進が図られることを旨として、行われなければならない」と記述されている。居住者は自身の住まいづくりに積極的に関与すべきであるとも考えられるが、この条文において居住者は、住宅という商品を購入する消費者として扱われ、専門事業者から消費者を保護するという観点が強くなっている。

第7条は国及び地方公共団体の責務、第8条は 住宅関連事業者の責務、第9条は関係者相互の連 携及び協力についてであり、第11条から第14条ま でが基本的施策になっている。このうち第13条は 住宅の市場を整備する施策であり、第14条がセー フティネットとしての住宅の整備である。セーフ ティネットとして具体的には、公営住宅、災害を 受けた地域の復興のために必要な住宅、高齢者向 け賃貸住宅、子どもを育成する家庭向けの賃貸住 宅が列記されている。なお、セーフティネットと しての住宅供給に関しては民間事業者の能力も活 用しようとする考え方である。

住生活基本計画については全国計画と都道府県計画を定めるものの、市町村計画については何ら規定されていないのがこの法の特色である。しかし、各地域の住宅事情や需給実態を熟知しているのは基礎自治体としての市町村であることを考慮すると、市町村においても計画を策定することが望ましいと考えられる。

住宅セーフティネット法

「住生活基本法」の基本理念にのっとって、「住 宅セーフティネット法」と呼ばれる「住宅確保要 配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法 律 | が、2007年(平成19年)に制定された。そして この法律は2017年(平成29年)に改正されている。 改正された法律の第2条第1項に住宅確保要配慮 者の定義が登場し、低額所得者、被災者、高齢者、 障害者、子どもを育成する家庭、その他省令で定 める者となっている。「住生活基本法」では登場 していなかった障害者が住宅確保要配慮者の一員 として加えられている。そして、セーフティネッ トとしての賃貸住宅の供給の促進に関して、基本 方針の策定及びその他の基本となる事項を定める ことになっている。このようにして、セーフティ ネットとしての賃貸住宅の供給の促進を図ること で、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与 することが目的にされている。

公的賃貸住宅の供給の促進に関して、第3条で「国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とあり、さらに、第5条で「都道府県賃貸住宅供給促進計画」、第6条で「市町村賃貸住宅供給促進計画」について規定されているが、必ず供給促進計画を作成しなければならないということではない。というのは、セーフティネットとしての賃貸住宅は公的なものだけではなく、空き家や民間の能力を活用するという考え方になっているからである。そして、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する施策の主なものとして、第8条において、都道府県知事に登録するという民間賃貸住宅の登録制度が創設されている。

自助、共助、公助のバランスを考えたとき、民間の住宅関連事業者がセーフティネットとしての住宅を供給することも想定されるが、それを貧困ビジネスに陥らせないために、住宅関連事業者における建築士の役割を検討する必要があると考えられる。

専門性と市民性

民間による住宅供給事業は、主に設計と施工が一体になった住宅産業として、中堅所得層から富裕層までを対象として成立している。建築士法や建築基準法が制定された昭和25年頃とは異なって、現在では住宅が商品となり、居住者である建築主が消費者となることによって、建築主の「無能化」と「受動化」が進んでいると考えられる。

住宅の建設においては、建築主と建築士さらに施工業者という3者が登場する。ここで建築士の業務を確認する。建築士法第1条(目的)では「建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする」と記述されている。この条文にあるように「設計」と「工事監理」が建築士の代表的な業務である。建築主から注文を受け、建築主の思いに合った建築物を構想し、図面としてまとめることが「設計」であり、図面どおりに工事が行われているかをチェックすることが「工事監理」である。

建築基準法第5条の6第1項では、建築物は建築士の設計によらなければならないとあり、さらに、建築基準法第5条の6第4項では建築主は建築士である工事監理者を定めなければならないとなっている。

建築基準法の第6条に建築確認申請という制度が登場する。これから建てようとする建築物が、建築基準法令をはじめとした建築基準関係規定に適合しているかを、第3者としての行政がチェックするものである。この条文の主語は建築主であり、建築主は建築確認を受けて、確認済証の交付を受けなければ建築工事を始めることができないという制度になっている。実際の業務においては、建築主に専門的な知識が不足しているため、建築士が建築主に代わって確認の申請書を作成するということになる。

このように建築士法や建築基準法においては、 居住者である建築主が尊重されており、たんに商 品としての住宅を購入する消費者という位置づけ ではなく、住宅を建設するときのリーダーである。 しかし現代では、住宅展示場には商品としての住宅が建ち並び、専門家としてのハウスメーカーに住まいづくりを全面的にまかせることが多くなってきている。この場合、ハウスメーカーにおいては設計と施工が一体になっており、施工業者と工事監理者としての建築士が同じ会社に所属するということになる。このとき、監理する人と監理される人が同一の会社に所属しているということで、手抜き工事などの不正が見逃されることになりかねないという懸念が残るが、設計と施工が一体になるハウスメーカーのシステムは社会に定着している。

多くのハウスメーカーではプレハブ住宅を扱っている。現場での一品生産にくらべ工場での生産は品質の管理が容易で適確に実施することができ、欠陥住宅を防止するシステムであるといえる。また、欠陥住宅を販売したときのダメージは大きいので、ハウスメーカーとしては建築主からの信頼を失わないよう堅実な仕事を積み重ねてきており、そうした企業努力の結果、現在のようなシステムが定着していると思われる。この結果、設計と施工が一体になり大量生産で住宅を供給しているハウスメーカーにおいては、建築士の役割は小さくなっているように見える。

しかし、住まいづくりは地域づくりとも関係し、 たんに商品としての住宅を購入し建設するという ことではなく、その住宅によって地域の環境を形 成するということに繋がっていく。住み手である 建築主がこうしたことにも興味関心を抱き、専門 家とともに良き地域やコミュニティづくりに参加 することが望ましいと考えられる。このとき、専 門家と一般市民である建築主が、ともに当事者と して協働することが大切であり、この仕組みをど う作っていくか、という課題にいま向き合ってい ると考えられる。

共助や互助としての地域づくり

居住の貧困の克服は、まずは国や地方公共団体による公助の取り組みが重要であると思われる。 あるべき社会では、貧しい市民にも平等に、ある 程度の住宅が何らかの形で保証されるべきであり、 そのことを実現するためには、国や地方公共団体 の役割が重要であると考えられる。

しかし、自助か公助か、どちらかを選択するという時代ではない。というのは高齢者だけではなく、現役世代においても、病気や障害を抱えながら仕事をしている人への配慮が重要であるからである。この場合、健康と病気あるいは健康と障害という対立図式が揺らいでいることになる。このことは、「支える側」と「支えられる側」という二分法が維持できないということを意味している。こうした時代にあっては、自助と公助と二分し、この二者択一を検討しどちらかを選択するのではなく、共助や互助の取り組みの可能性を含めて検討すべきであると考えられる。

ところで、人は独立の人格で他者に関与せず、 自分一人が最大の利益を上げることだけを考えている存在であるともいえる。しかし、人は一人で 生きてきているのではなく、相互に依存し合っていることも見るべきである。また、他者を損なうことなく、自分自身の可能性と能力を発展させていくこともできる存在である。人が互いに支え合って心豊かに暮らせる社会を市民の手で実現することが望まれていると考えられる。

「支える側」と「支えられる側」の二分法は、 持ち家か施設かという二分法に繋がっていくが、 持ち家と施設の間には共生型の様々な住まいやコ ミュニティが考えられる。「支える側」と「支え られる側」と分かれるのではなく、地域のあら ゆる住民が役割を持ち、自分らしく活動できる コミュニティ、多様性を認めつつ互いに支え合い、 すべての人に心地よい居場所のあるしなやかな共 生社会を作っていくこと。こうした取り組みに対 して建築士はその職能を十二分に発揮すべきもの と考えられる。

日本文化と共生社会

我々は明治以来、西洋の文化を学び、西洋の近 代化の成果を果実として受容することによって 発展をとげてきている。福祉の分野においても、 ノーマライゼーションやユニバーサルデザインなど、カタカナで表記される専門用語が多くなっている。あるべき共生社会を建築士として探求するとき、こうした西洋の理念や文化を借り物ではなく、自前のものとして日本社会に定着させる必要があると思われる。と同時に、主体性や独創性の欠如した猿真似と、我々の活動が批判されないためにも、日本文化が福祉の分野を指導する新しい世界文化になる可能性はないのかを探求する必要があると考えられる。問題は将来の住宅政策を基礎づける福祉文化のあり方である。

ここで西洋文化に対比し東洋文化を論じた西田 幾多郎(1870-1945)の主張を考察する。1928年(昭 和3年)に京都大学を退官した西田は、1940年(昭 和15年)に岩波新書の一冊として『日本文化の問 題』を著している。この著書の最初に数章にわたっ て、所論の基礎となるこれまでの彼自身の思想を 解説しているので、はじめにこの主要な部分を検 討する。

西田は、我々の世界について、「世界は単に個 物的多の世界、多の一の世界として機械的世界で はない。又単に全体的一の世界、一の多の世界と して合目的的でもない。多は何処までも多、一は 何処までも一として、而も絶対矛盾的自己同一的 に自己自身を限定する世界は、自己自身を形成し 行く世界、創造的世界でなければならない。我々 はかかる世界の個物として、創造的世界の創造的 要素であるのである」³⁾と語っている。西田が語 るように我々が生きている歴史的現実の世界は、 個物的多と全体的一との絶対矛盾的自己同一とい う論理的構造を持っている。個物的多と全体的一 は、対立が対立のままで、しかも現実世界の中で 自己同一を保っている。さらに我々の世界は、機 械的な因果関係や合目的的因果関係を超えたもの である。歴史は単なる変化でもなく、また進化で もない。そこには人間の創造的な活動の成果が登 場してくる。

また、人間については「世界の個物的多として 我々人間はポイエシス的であり、作られて作るも のとして、その限界に於て我々は自由であるので ある。絶対矛盾的自己同一的世界の個物多として、 我々は自由意志的であるのである」⁴⁾と語ってい る。ここに見られるように西田は、人間の自由な 意志が生み出す文化的で創造的な活動を重視して いる。なお、この創造であるが、天才の創造と いう意味ではない。「我々は誰も彼も歴史的創造 の労働者であり技師であるのである」⁵⁾と西田は 語っている。

さて、本題である西洋文化と東洋文化との差異 についての西田の主張を見る。まず、西洋論理は 物を対象とした論理であり、東洋論理は心を対象 とした論理であると整理している⁶⁾。そして、西 洋文化は知的で学であり、東洋文化は行的・道徳 的で教であると特徴づけている⁷⁾。さらに、世界 の二つの構成要素が環境と主体であることに注目 し、この二つの構成要素から二つの文化の差異を 語っている。ところでこの環境と主体は、相互に 矛盾し対立しあっているというより、相補的・相 即的な関係にある。世界は環境と主体との相互限 定として自分自身を形成していくが、西洋文化と 東洋文化との差異は、この世界の形成を環境から 見るか、主体から見るかによって特徴づけられる という。西田は、「西洋文化は大体に於て環境か ら主体へと考へられるものであろう。東洋文化は 之に反し主体から環境へと考へられるものであろ う。両者は矛盾的自己同一の世界の相反する両方 向に重心を有つと云ふことができる | ⁸⁾と語って いる。環境から主体へという西洋文化は、物の論 理であり、主語的論理、対象認識の論理である⁹⁾。 そして日本文化の特色については、「私は日本文 化の特色と云ふのは、主体から環境へと云ふ方向 に於て、何処までも自己自身を否定して物となる、 物となって見、物となって行ふと云ふにあるので はないかと思ふ」10)と語っている。虚心坦懐に物 となりきる主体の自己否定とは、己を空しくする ことであり、自己を深く掘り下げ、自己の底から 自己を超えて真実の世界に達しようと努力するこ とである。ここで物とは環境であり他者でもある。 学びは人に真の道を教えるものでなければならな い。議論のための議論を排し、真を真とし偽を偽

とする精神、物や現象の真実に従おうとする精神 がここにはあると考えられる。

西田においては、東洋文化を代表する思想として、親鸞の自然法爾、天台の一念三千の世界観、華厳の事事無礙の世界観などの仏教哲学が評価されている。そして東洋文化においては、意識的自己の問題に止まって制作的自己の問題に至らず、科学的論理というものも発展しなかったと語っている¹¹⁾。なお神道や儒教に対しての積極的な記述は見られない。

最後に、道徳的実践について「人間的存在の本質は歴史的社会的創造にあるのでなければならない。道徳的実践の目的は此にあるのであろう。かかる立場からは、道徳の根柢は義務よりも奉仕にあるということができる。奉仕より義務が生ずるのである。道徳的実践とは、我々が作られて作るものとして歴史的世界を形成し行くことでなければならない。道徳的法則とはかかる世界の自己形成の法則でなければならない。我々の世界はかかる意味に於て道徳的実践の世界でなければならない」120と語っている。

共生社会へ向けて

物の豊かさでは人々の幸福には直結しない。市 場規模を拡大する経済成長が社会を豊かにすると いう発想は過去の遺物になっている。物の豊かさ ではなく内面的な価値や精神的拠り所が重視され る時代に我々は生きている。この意味で建築士の 実践活動において、芸術や文化を重視し日本文化 を探求することには意味があると思われる。しか し、西田の語るように日本文化の特殊性に閉じこ もるのではなく、建築士は高次の普遍思想を目指 すべきである。

金融資産や土地・住宅資産の格差が大きくなっている時代において、事後的で救済的な活動以上に事前的で予防的な活動が大切になってくると考えられる。と同時に、暗い状態からの回復だけではなく、明るい状態の実現に向けた活動も重要である。公共の担い手としての国家を我々自らが作っていくとともに、建築士は共生社会の建設に

向けた実践活動に積極的に取り組むべきであると 考えられる。

註

1) 時事ドットコムニュース「北九州アパート火 災 |

(http://www.jiji.com/jc/article?k=2017050900438 &g=soc 2017.8.7)

2)総務省統計局「平成25年度住宅・土地統計調 査の概要 |

(http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/2. htm#1 2017.8.7)

- 3) 西田幾多郎:西田幾多郎全集第九卷、岩波書店、東京(2004)、p.18
- 4)西田幾多郎:前掲書、p.19
- 5) 西田幾多郎:前掲書、p.79
- 6) 西田幾多郎:前掲書、p.12
- 7) 西田幾多郎:前掲書、p.51
- 8)西田幾多郎:前掲書、p.56
- 9)西田幾多郎:前掲書、p.68
- 10) 西田幾多郎:前掲書、p.56
- 11) 西田幾多郎:前掲書、pp.72-73
- 12) 西田幾多郎:前掲書、p.83

Monograph on Architecture as Cooperation

Tetsuo MAEDA

In order to solve the problem of poverty, it is important to reconsider Japan's housing policy and architect's design philosophy. In Japan's housing policy, self-help efforts has been emphasized. Hence the homeless problem is not solved yet, and it is necessary to review Japan's housing policy while seeing the balance between self-help, mutual assistance, and public assistance.

In this study, I consider about the philosophy of Kitaro Nishida. Kitaro Nishida created a unique philosophy to reveal the underlying sturucture of the world. This study is an attempt to create a theory of creative architecture as cooperation.